

小規模企業者新分野展開モデル事業 募集要項

1 目的

小規模企業者が従来対象としていなかった市場へ展開し、取引額の拡大を図ることを目的に、環境・福祉・医療分野での新規事業展開における成功事例を提示するモデル事業を委託することで、市内の小規模企業者の創意工夫による製品の開発と競争力の強化を目指します。

2 対象者

以下の全てを満たす金沢市内の小規模企業者^(注1)を対象とします。

- (1) 製造業、情報サービス業、映像・音声制作業、デザイン業その他これらに類する業を営む者
- (2) 引き続き1年以上、市内に主たる事業所又は生産施設を有する者^(注2)
- (3) 過去に当該事業を受託していない者
- (4) 市税を滞納していない者

注1. この事業において、小規模企業者とは中小企業基本法第2条第5項に定める会社個人をいいます。「おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者」です。

【中小企業基本法による中小企業者、小規模企業者の定義】

業種	資本金又は従業員数	
	小規模企業者	
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下 又は 300人以下	従業員数 20人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下	従業員数 5人以下
小売業	5千万円以下 又は 50人以下	従業員数 5人以下
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下	従業員数 5人以下

※情報サービス業、映像・音声制作業、デザイン業はサービス業に分類されます。

注2. 登記上だけでなく、事業活動の実体として主たる事業所又は生産施設が市内に存在することが要件となります。

3 委託内容

(1) 委託事業

- ① 現在、自らが実施している事業分野とは異なる分野で、かつ、環境・福祉・医療のいずれかの事業分野において、新たに製品・サービスを開発すること
- ② 公開での成果報告会で事業内容、結果を発表すること

注. 当該委託事業について、他の行政機関等(国、県、市町村、公益法人など)から補助金・委託金などの交付を受けている、又は交付申請中である場合は対象外とします。

(2) 事業実施期間(予定)

契約日から平成30年3月31日まで

注. 経費の支払い、成果報告会の実施までを事業実施期間内に含みます。

(3) 委託料(契約金額)

- 1, 000千円(消費税額を含む)を限度額として契約します。

4 委託経費

委託事業を実施するために必要となる経費^(注1)で以下に掲げるものとします。

(1) 原材料費

対象事業を行うために必要な材料を購入するために支払われる経費

(2) 部品費

対象事業を行うために必要な部品を購入するために支払われる経費

(3) 機械設備費^(注2)

対象事業を行うために必要な機械設備を購入・改良・設置するために支払われる経費

(4) 治具費

対象事業を行うために必要な治具を購入・設置するために支払われる経費

(5) 工具費

対象事業を行うために必要な工具を購入するために支払われる経費

(6) 外注加工費^(注3)

対象事業を行うために必要なものについて、申請者に技術・ノウハウ等がないために、やむを得ず他の企業等に外注するために支払われる経費

(7) 工業所有権導入費

開発・改良した製品・技術等について特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を取得するための経費

(8) リース料^(注4)

対象事業を行うために必要なものをレンタル又はリースするために支払われる経費

(9) システム開発経費^(注5) (情報サービス業を営む者のみ)

当該ソフトウェア開発 (組み込みソフトウェアを除く) に直接関与する社内開発従事者の従事時間に対し支払われる直接人件費

(10) その他市長が必要と認める経費

注1. 対象経費 (消費税額を含む) は以下のすべてに当てはまるものとします。(申請時に経費内訳計算書 (別紙1) を提出してください。)

①本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によって購入品、金額等が確認できるもの。

②委託事業の契約締結日以降、委託期間終了までに要するもの。

③企業または代表者が支出したもの。

なお、振込手数料、委託事業の契約日より前に発注を済ませている経費は対象外経費 (委託事業の対象とならない経費) とします。

注2. 機械設備費については、生産ライン及び申請者の日常の業務活動で使用される設備資産は対象とはなりません。このためパソコンやコピー機の導入など、汎用性のある設備・機具については対象外となります。

注3. 補助対象経費総額に占める外注加工費の割合は 50%以内とします。また、事業の主たる技術課題等の解決方法そのものを外注又は委託する事業は補助対象外とします。

注4. 契約の始期が委託事業実施期間内のもので、委託事業実施期間中に支払った金額に限ります。

注5. 開発従事者の給与・手当等から時間単価を算出し、これに開発に係る従事時間数を乗じて得た金額を対象としますが、職種ごとに定める下記の時間単価上限額を超えないものとします。なお、申請時には、別紙2システム開発経費積算書の提出が必要です。また、補助事業終了後に開発従事者の給与・手当等の実績額を確認するため、給与明細、雇用契約、貸金台帳、就業規則等の書類を確認させていただきます。

【職種と時間単価上限額】

① システム・エンジニア 2,000 円

(説明) 電子計算機の規模能力を考慮の上、業務を総合的に分析し、より効果的に計算機を利用できるよう、業務をシステム化するための設計をする仕事に従事する者をいう。

② プログラマー 1,600 円

(説明) 主としてシステム・エンジニアによって作成されたデータ処理のシステムを検討して、電子計算機に行わせるプログラムを作成し、操作手順書を作る仕事に従事する者をいう。

5 応募方法

(1) 手続き

以下の書類を金沢市経済局ものづくり産業支援課あて提出してください。

① 適用申請書一式

[様式第1号]小規模企業者新分野展開モデル事業適用申請書 (正本1部、副本4部、合計5部)

[様式第2号]事業計画書 (正本1部、副本4部、合計5部)

[別紙1]経費内訳計算書 (正本1部、副本4部、合計5部)

[別紙2]システム開発経費積算書 (正本1部、副本4部、合計5部)

注. 情報サービス業でシステム開発を行う場合のみ提出してください。

[別紙3] 市税滞納有無調査承諾書 (正本1部)

② 企業案内・パンフレット (正本1部、副本4部、合計5部)

③ 定款 (正本1部)

注. 法人のみ提出してください。

④ 登記事項証明書 (正本1部)

注. 提出日より3ヵ月以内に発行されたものを提出してください。

注. 個人事業主の場合は、確定申告書(第1表)、納税証明書の写し等、事業を行っていることが示されている書面を提出してください。

⑤ 財務諸表 (正本1部)

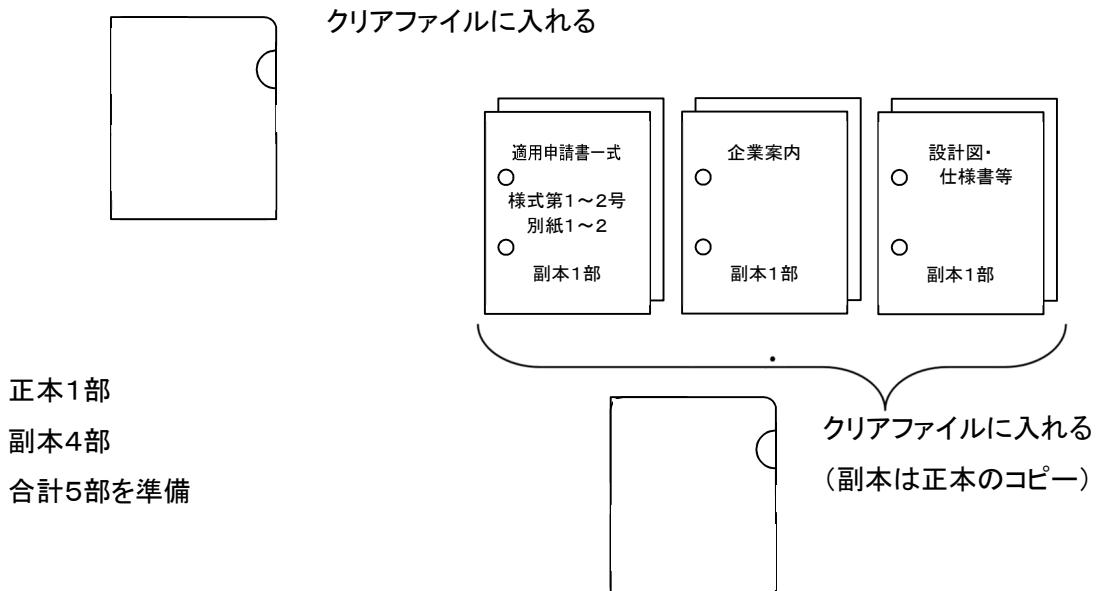
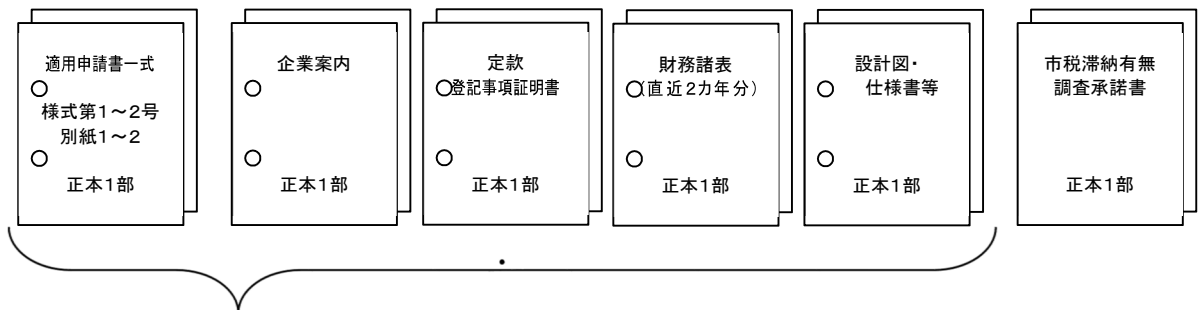
注. 直近2年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表を提出してください。個人事業主の場合は確定申告書(第1表)、収支決算書、収支内訳書等、収益状況の分かる書面を提出してください。

⑥ 設計図・仕様書等、本申請に関する補足資料 (正本1部、副本4部、合計5部)

※申請書類のまとめ方について

【注意】・すべての書類の左側に綴り用の穴をあけてください。

・作成した書類をホッチキス等で留めないでください。



(2) 提出期限

平成 29 年 8 月 25 日（金） 17：00（必着）

(3) スケジュール（予定）

日程	内容
平成29年 6月 29日（木）～ 8月25日（金）	申請書の受付
平成29年 8月 下旬	選考
平成29年 8月 末	採択決定、委託契約締結
平成29年 11月	進捗状況調査
平成30年 3月 下旬	成果報告会

6 選考

(1) 選考方法

小規模企業者新分野展開モデル事業選考委員会において書類選考及び選考委員会でのプレゼンテーションを実施し、その意見を聴いて委託事業者を選考します。（書類選考を通過した申請者は選考委員会において、申請書類及び事業計画等について説明を行っていただきます。）

なお、選考委員会は非公開で行われ、選考経過に関する問合せには応じられません。

(2) 選考基準

次のような観点で採点を行います。

なお、事業終了時に一定の成果が発表でき、数年内に実用化（商品化）が見込めることを条件とします。

- ①新規性
- ②実用性
- ③技術性
- ④販路・市場性
- ⑤事業実施体制

(3) 採択件数（予定）

2 件程度

(4) 通知

審査結果については、後日、金沢市から郵送により通知します。

採択となった方は、別途、金沢市と委託契約の締結を行っていただきます。

なお、採択された場合でも、内容等により限度額が減額される場合があります。

7 採択後の手続き

(1) 委託契約の締結

採択決定後、金沢市において仕様書を作成し、見積書を徴収したうえで、市が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結します。

注. 契約金額は必ずしも申請金額と一致するものではありません。

また、契約条件が合致しない場合は、委託契約の締結ができない場合もありますので、予めご了承ください。

(2) 進捗状況調査（随時）

委託事業者を訪問し、事業の進捗状況を確認します。

(3) 成果などの報告

委託期間終了日までに成果報告会を開催いたしますので、開発の成果について発表を行っていただきます。（3月下旬を予定）

また、事業終了後に成果報告書を提出していただきます。

8 その他

(1) 適用企業名、事業名等は金沢市及び関係ホームページで公表する場合があります。

(2) 事業終了後5年間は、委託事業により取得した機械等の財産等は保管しなければなりません。

(3) 事業終了後3年間は毎年度、事業経過報告書を提出する必要があります。また適宜、訪問及び調査をすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

■ 申請書類の提出先及び問い合わせ先 ■	■ 申請に係る事前相談について ■
<p>〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市経済局ものづくり産業支援課 小規模企業者新分野展開モデル事業係 TEL: 076-220-2205 FAX: 076-260-7191 MAIL: monozukuri@city.kanazawa.lg.jp</p>	<p>※申請前に相談対応します。 お早めに相談ください。</p> <p>金沢市異業種研修会館 担当：太田・山田 金沢市打木町東1400番地 TEL:076-240-1934 FAX:076-240-1903</p>